

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 三条市農業者年金加入推進部長の推薦について
- 議第7号 令和4年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について
- 議第8号 令和4年度農業者年金加入推進活動計画（案）について
- 議第9号 令和4年度利用状況調査について
- 議第10号 令和4年度作況調査について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第3号 農地潰廃通報について
- 報第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 15名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栗 原 一 郎 委員 |
| 6番 坂 井 浩 行 委員 | 7番 田 邊 稔 委員 |
| 8番 捧 幸 伸 委員 | 9番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 3名

- | | |
|----------------|----------------|
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | |

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員
大口 伸 昭 委員
北澤 正 之 委員
笹岡 大 介 委員
長谷川 浄 二 委員
松岡 博 一 委員
矢代 誠 一 委員
吉田 精 一 委員
渡辺 秀 人 委員

井上 利 弥 委員
蒲澤 利 嗣 委員
小池 秀 一 委員
高山 弘 則 委員
原田 孝 一 委員
松下 正 樹 委員
山谷 秀 昭 委員
吉田 昇 委員

推進委員欠席委員 1名

廣川 久 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 長	上林 裕 則
経営基盤係 主任	佐藤 信 幸
経営基盤係 一般任用主事	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これより6月の定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

出席状況につきましては、開会前に報告したとおりでありますので、会議は成立いたします。

議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

6番、坂井浩行委員、14番、小林茂宏委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積4,444平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であつせん委員より報告いただいた案件であります。

21番は、下保内地内の農地5筆、4,444平米をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

3ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定5件、面積2万1,861平米であります。

それでは、2ページの22番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

なお、今月の申請の5件は、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

22番は、笹岡地内の農地5筆、4,732平米。

23番は、笹岡地内の農地5筆、1万134平米。

24番は、笹岡地内の農地2筆、2,668平米。

25番は、笹岡地内の農地1筆、1,411平米。

26番は、長沢地内の農地3筆、2,916平米。

以上5件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、6月24日午前9時から、市役所第二庁舎301会議室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時58分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定5件、合計件数6件、面積2万6,305平方メートルで、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積1,234.71平米であります。

3番は、下保内地内の農地4筆、64.71平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

4番は、月岡三丁目地内の農地2筆、1,018平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。本件につきましては、令和4年4月の総会におきまして、空き家に附属した農地として指定した農地、いわゆる別段面積が設定されている農地でございます。そのため、譲受人の農地取得後の経営面積は10.18アールであります。面積要件はクリアしているものでございます。

なお、提出いただきました農地利用計画書によりますと、水稻を作付、農機具は借用、作業日数210日となっておりますのでございます。今後所有権移転が完了しますと、当該農地につきましては空き家に附属した農地指定を解除する必要がございます。

続きまして5番は、長沢地内の農地1筆、152平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長(17番佐藤裕雄委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、合計件数3件、面積1,234.71平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。3番の案件でございますが、先ほど農地銀行で報告のあった下保内字鎌田の農地と地番が近いですが、10アール当たりの売渡し金額がこれだけ違うのには何らかの理由があると思いますので、その辺が分かれば聞かせていただきたいと思えます。

事務局（上林経営基盤係長）

まず、こちらの物件に関しましては、もともと譲渡人の全ての農地を80万円で購入をしようとしておったところだったんですが、議案にありますように農振区分が白地の部分があり、あっせんの基準に適合しなかったもので、その後、青地の農地が追加になった関係もあって、先ほど農地銀行で報告した農地の総額70万円を差し引いた10万円で購入したいという申出がございましたので、10アール当たりの金額に関しては155万円と高額にはなりますが、実際の取引価格については少額となっております。

以上です。

議長（野崎会長）

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

それでは、先ほどの農地銀行の売買単価が何にも意味をなさない話になるわけですから、トータルで説明をしていただかないと間違った方向に話が行くんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

今後気をつけたいと思いますが、この3番についてはあっせんの中で売買できなかった白地の部分と追加の青地の部分がございますので、たまたまトータルでざっくり10万円という話が出て、面積が小さいために割り返すと高額な売買単価になったんですが、あっせん案件と差がないように、全体的な観点も踏まえながら、気をつけていきたいと思っております。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいでしょうか。

19番（廣川哲也委員）

分かりました、よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

それでは、御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

なお、議案中、4番の農地については、空き家に附属した農地指定がされている農地ですが、所有権移転が完了したときはこれを解除することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積1,218平米であります。

3番は、直江町四丁目地内の農地1筆、230平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江（四）交差点の西側200メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の18番で農地法第5条の許可申請がなされております。

4番は、令和4年4月28日付で農地法第5条の許可を受けた鶴田一丁目地内の農地2筆、988平米について、隣接する農地及び払下げを受ける水路敷の計134.07平米と一体利用し、建売住宅5棟及び駐車場10台の用地として利用したいものです。

なお、一体利用する農地について、議第5号の22番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数2件、面積1,218平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は2件で、面積937平米であります。

3番は、鶴田四丁目地内の農地2筆、287平米を雪捨場の用地として利用したいものです。場所につきましては、井栗公民館の西側300メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、荻島地内の農地3筆、650平米を既存宅地317.35平米と一体利用し、住宅、農舎、格納庫各1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、景雲橋北詰交差点の西側550メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積937平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は7件で、合計面積1,960平米であります。

7ページにお戻りを願います。

18番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

19番は、西本成寺一丁目地内の農地1筆、281平米を売買により取得し、住宅兼店舗1棟及び駐車場5台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江（三）交差点の東側210メートル付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆、350平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江（三）交差点の東側500メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、東新保地内の農地1筆、181平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐

車場1台の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅の東側430メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いします。

22番は、先ほど議第3号『事業計画変更申請について』の4番でも触れさせていただきましたが、鶴田一丁目地内の農地2筆、80平米を売買により取得し、払下げ水路敷54.07平米及び転用許可済地988平米と一体利用し、建売住宅5棟及び駐車場10台の用地として利用したいとするものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、井栗小学校の南西470メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

23番は、上須頃地内の農地1筆、819平米を賃貸借権の設定により、仮設事務所1棟、駐車場10台の用地として、許可の日から令和5年4月30日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市立大学の北側550メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、帯織地内の農地1筆、19平米を売買により取得し、既存の許可済地1,632平米と一体利用し、建売住宅5棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、JR帯織駅の西側290メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積1,960平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきまし

ては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可とすることといたします。

第2調査部会長は自席へお戻りください。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『三条市農業者年金加入推進部長の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第6号『三条市農業者年金加入推進部長の推薦について』御説明いたします。

栄地区の部長に就任いただいております岡崎洋一委員がお亡くなりになり、部長欠員となっておりますことから、その後任の部長を推薦いただきたいとするものでございます。

農業者年金加入推進部長の職務といたしましては、老後の安定、安心のために、公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けて、農業者年金の加入促進活動のリーダーとして指導的な活動を行っていただくものであります。

説明は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

これよりしばらく休憩とします。

(午前10時08分から午前10時10分まで休憩)

議長(野崎会長)

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、議長が指名することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

異議ないものと認め、これより指名いたします。

栄地区、部長に3番、大口伸昭推進委員、欠員となりました副部長に6番、小池秀一推進委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

両名から挨拶をお願いします。

推3番(大口伸昭委員)

推進委員3番の大口です。このたび推進部長ということで推薦されましたので、今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、小池推進委員。

推6番（小池秀一委員）

推進委員6番の小池です。今回副部長ということで、大口推進部長の下、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（野崎会長）

推進部長、副部長におかれましては、大変御苦勞をおかけいたしますが、三条市の若い世代の農家の安心感、また離農後の安定した年金生活というんですか、それに向けて加入推進をどんどん進めていってほしいなと思っておる次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『令和4年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『令和4年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』御説明いたします。

議案書9ページをお願いします。

現在、全国農業新聞を活用した情報提供活動の取組を通じて、農地利用の最適化を達成するため、農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3か年運動に取り組んでいるところです。

令和3年度実績は、計画目標171部に対して、令和4年3月時点で138部で、達成率は81%でした。今年度の目標部数につきましては、議案にあります①、②のいずれかを目標とするものでございますが、当農業委員会といたしましては購読部数が減少している現状も踏まえ、①の令和4年6月現在の一般購読部数136部に委員お一人1部の新規申込みとして36部を加えた172部を目標部数と設定いたしました。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてです。今年度は、9月から12月を前期普及強調月間、2月から3月を後期普及強調月間と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施するとともに、農業委員会だより「向日葵」や三条市ホームページによるPR等を計画いたしました。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

農業委員、農地利用最適化推進委員 1 人につき 1 部以上の新規購読申込みの確保をお願いし、目標が達成できますよう全委員の皆様から普及推進活動の御協力のほどお願い申し上げます。

なお、事務局は総会終了後に申込書、普及資材等について説明をお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 8 号『令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 8 号『令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』御説明いたします。

10ページをお願いします。

三条市の農業者年金加入状況につきましては、令和 4 年 3 月末現在で、被保険者が 52 人、待機者 18 人、年金受給者 445 人です。昨年度の活動計画では、新規加入目標人数を 4 人といたしました。活動の結果、目標人数の 4 人から加入をいただくことができました。

それでは、今年度の活動計画（案）について御説明いたします。

1、今年度の加入目標人数は、昨年度と同数の 4 人で、うち 20 歳から 39 歳までの方を 2 人、女性農業者を 1 人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。

2、加入対象として働きかけをする目標人数は、昨年度の加入対象者名簿の整備を基に 20 人、うち 20 歳から 39 歳は 10 人、女性農業者は 5 人としております。

3、地区別加入推進班は 3 班を設置し、A 班は三条地区、B 班は栄地区、C 班は下田地区を担当していただきたいと考えております。各班の加入推進員数、編成につきましては記載のとおりでございます。

4、加入対象者名簿は、12 月 31 日までに整備する予定です。

5、加入推進強化月間は、各班とも 12 月から来年 2 月までの期間とさせていただきます。

次ページも併せて御覧いただきたいと思いますが、6、戸別訪問の実施計画につきましては、A 班、B 班、C 班とも 12 月は加入推進部長、副部長による戸別訪問、1 月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進部長、副部長による 2 回目の戸別訪問、2 月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりです。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、12 月に農業委員会と J A 合同による加入推進対策会議の開催を予定しております。

8、加入対象者に対する説明会等につきましては、加入対象者を一堂に会しての説明会は実施せず、対象者お一人お一人に戸別訪問などを通じて働きかけていきたいと考えています。

9、啓発普及活動につきましては、9月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

説明は以上になります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいまの説明のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては、加入推進部長、副部長を中心にして全農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の御協力をお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『令和4年度利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている利用状況調査、指導の一部として農地パトロールを実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいと御提案申し上げますが、いかがでしょうか。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議第9号『令和4年度利用状況調査』につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第10号『令和4年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがかと御提案申し上げます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議第10号『令和4年度作況調査』につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第4号について、事務局より報告願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、7月20日水曜日午後1時半から市役所2階大会議室南側で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（ 1 4 番）
